

日本学術会議会員任命拒否に関して

日本看護系学会協議会 会員学会の皆様

皆様、周知のことと存じますが、2020年10月1日、日本学術会議が新会員として推薦した105名の研究者のうち6名が、内閣総理大臣により任命されなかったことが明らかになりました。本件について、日本学術会議は10月2日の総会において、任命しなかった理由の開示と、6名を改めて任命するよう求める要望書を10月3日、内閣総理大臣に提出しております。今回の事態については、日本学術会議の会員任命問題にとどまらず、わが国の学術の自律性や学問の自由に対する危機感が広がっています。看護系の学術団体等でご議論が進んでいるかと存じます。第25期日本学術会議会員である立場から、日本学術会議の動向ならびに本件に係る課題の整理を行いましたので、ここに共有させていただきます。各学術団体における検討の参考にしていただければ幸いです。

2020年10月7日

日本学術会議第25期会員 小松浩子

【内閣総理大臣による第25期日本学術会議会員候補の任命拒否の経過】

●本件については、10月1日、25期日本学術会議総会（10月1日～3日）の際、山極壽一前会長より名簿に基づいて説明がなされた。

会員の任命は、添付の日本学術会議法第7条：「第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」に基づいてなされるものである。9月28日夜の内閣府よりの内示の名簿において6名の推薦者が任命リストから外されていた。直ちに、内閣府に会長名で文書での確認を求めたが、回答がなかった。山極前会長は総会において「学術会議は内閣府に位置づくが、上下関係にあるものではなく、自律的立場を守ってきた。極めて遺憾である」と述べられた。

●翌日10月2日、新会長になられた、梶田会長より、第25期新規会員任命に関する要望書が総会に提出され、会員の部会において、本件に関する意見集約がなされ、幹事会において添付の要望書がまとめられ、10月3日に公表となった。

●10月5日 菅首相は内閣記者会のインタビューで、任命を拒否した理由を「（日本学術会議の）総合的、俯瞰的な活動を確保する観点から判断した」と説明したが、一方で判断の具体的な理由については明らかにしなかった。

●なお、報道 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201002/k10012645681000.html>) によると、名簿から外された会員候補者は次の通りである。芦名定道（京都大学大学院 キリスト教学）、宇野重規（東京大学 政治思想史・政治哲学）、岡田正則（早稲田大学 行政法学）、小澤隆一（慈恵医大 憲法学）、加藤陽子（東京大学大学院 歴史学・日本近代史）、松宮孝明（立命館大学大学院 刑法学）。

以上が、10月6日までの学術会議ならびに政府の動きです。

以下、本件について論議を行う上で、理解しておくべき事項について記します。

【日本学術会議の目的】

日本学術会議は、日本学術会議法(<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kisoku/01.pdf>)に基づき設置された機関で、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする（日本学術会議法2条）。日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とされるが（同法1条2項）、その一方で、日本学術会議は、独立して、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図り、科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることとされ、（同法3条）、また、日本政府からの諮問に回答し（同法4条）、また日本政府に対して上記目的の遂行に適当な事項につき勧告を行う（同法5条）とされている。

【日本学術会議の会員任命】

日本学術会議の会員任命に関しては、同法7条及び17条に次のように記されている。

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。（平一六法二九・全改）

平成16年に、日本学術会議法の改訂により、学術会議において会員の候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦し、推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する、ことになって以来、本件に至るまで日本学術会議が推薦した人が任命されなかった例はないとされる

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201001/k10012643361000.html>。

また、この会員の任命方法については、1983年の法改正時の政府側国会答弁では、「（推薦された学者を）その通り首相が形式的な発令を行うと、この条文を解釈している」と答弁されている。

(<https://www.asahi.com/articles/ASNB545HKNB5UTFK006.html>)

【論点ならびに今後の対応】

●まず、第一に、日本学術会議は、当事者団体として、今後、梶田会長のもとで、下記のような対応が必要と考えています。

日本学術会議は一種の政府機関であるが自律した機関として、何が起きているのか、きちんと国民に情報開示する必要があります。（政府からの回答を待つばかりでなく、添付の法令やそれに基づく、学術会議の政府への意見等を集約していくことが必要と考えます）。本件については、日本学術会議幹事会が中心になり、検討を進めて下さっていると思いますが、動向を注意深く見ていく必要があります。

●学協会、学術団体等は、それぞれの学術の立場から、今回の事態についての意見を発出し、我が国の学問の自由の根幹を揺るがす危険性について指摘を続けていく必要があると考えます。その場合、前述した、日本学術会議の位置づけや意義、法規定をよく理解した上での論議が必要と捉えています。

下記に論点について記します。（いくつかの学協会等の声明や意見交換を参考にしました）

●学術会議が推薦した会員候補を理由の説明なく任命しないことは、学問の自由を脅かすものです。

・6名の会員候補の任命拒否は、前述した日本学術会議法の立法趣旨およびこれまでの政府答弁に見られる法解釈を逸脱するものと考えられます。また、日本学術会議法には、会員を専ら学問的観点から選出することが定められています。理由の説明なく任命拒否を行うことは、学問の自由を脅かすものと考えます。

・理由の説明なく任命拒否が行われることは、内閣総理大臣の任命権の恣意的な運用に道を開くことにつながり、日本学術会議の独立性を損なうとともに、自由な学術研究による社会への貢献が阻害されることになると考えます。

・今回の任命拒否の理由は未だ明らかにされていません。もしも任命拒否の理由が、政府の意に反する研究内容によるといった公正を欠くものであったとしたら、日本憲法「第二十三条学問の自由は、これを保障する。」を侵害することにつながると考えます。

【個人的な意見】

今回の内閣総理大臣による日本学術会議会員任命拒否に関する問題は、単に、一学術団体の問題ではなく、わが国における学問の自由にかかわるものといえます。すでに、マスコミ等では、「学術会議の改組」等、根本的な問題をすり替える論調が流れています。学術に対する政府の介入がなされることにより、権力に対する忖度が発生し、研究費を受け取る研究者ひとりひとりも、大学等の組織も政府の意向を忖度するような危険性をはらんでいると考えます。今後の国の発展にも、健全な国民の意識の醸成にも大きなマイナスになると考えます。今後、学術関係者はもとより、幅広い国内外のネットワークと連携し、今回の出来事について問い続けていく必要があると思います。

小松浩子

日本赤十字九州国際看護大学